



Title	不登校支援における一望監視施設の拡大と緩やかな取締り
Author(s)	村山, 晴香
Citation	メタフュシカ. 2014, 45, p. 125-138
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/51540
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

不登校支援における一望監視施設の拡大と緩やかな取締り

村山晴香

はじめに

これまで不登校研究において、フーコーの『監獄の誕生』はしばしば参照されてきた。「ボン・ド理論による不登校生成モデル」を提示した森田（1991）は、「学校社会の可視化のメカニズム」として集団の可視性と社会制御のメカニズム、および現代社会の可視性と私秘化に言及している。また支援に関する研究においても、カウンセリングは「フーコー的近代の規律訓練の装置としての性能を見込まれて学校に導入されつつある」との側面を指摘した石川（2001）や、一方で『監視されている』という認識の内面化による自己規律がもたらす完璧な『管理』から、自己のアイデンティティをまもるための戦術」として不登校ナラティブの意義を提起した瀬戸（2001）など、その捉え方は多岐にわたる。

本稿は不登校支援を研究対象とするものであるが、先行研究のなかでも特に、支援施設における一望監視施設（パノプティコン）の拡大を指摘した樋田（2001）に着目したい。樋田によれば、「不登校者は不適応の結果不登校という『病理』に陥ったのではなく、用意された不登校カテゴリーに対して適応している場合がある」とされており、教育支援センター（前、適応指導教室）、フリースクール、サポート校、たまり場、中卒検定など学校の外部に多様なカテゴリーの用意があることが指摘されている。そしてこれらいずれのカテゴリーにも属さない場合は、家庭内からでない子どもとして閉じこもりという新しいカテゴリーに括られるという。樋田は、不登校の子どもが、権力のテクノロジーによってカテゴリーを与えられる点について以下のように述べている。

不登校はフーコー的な意味での社会化と統制の方法における個別化テクノロジーの発達の結果と見ることができる。具体的には、子どもが語らされコントロールされる「適応指導教室」がつくられているし、フリー・スクールへの通学を登校と認めるようなこともされている。不登校カテゴリーに位置づけられた子どもへのコントロールが着々と進められているのであ

る。いわば、パノプティコン（一望監視システム）の脱学校化・社会的拡大が進展している（樋田 2001、38 頁）。

ここではパノプティコンの脱学校化・社会的拡大という重要な指摘があるが、樋田は不登校支援における一望監視施設の拡大について、これより詳細な考察を加えていない。そこで本稿では、この指摘を追究する目的で、『監獄の誕生』（1977）からパノプティコンに関する記述を参照する。

まず第 1 節では、不登校支援施設が、一望監視施設としての特徴を多くそなえていることを考察する。文部科学省による不登校支援施設の設置目的や整備指針を確認したうえで、一望監視施設としての特徴を明確にする。不登校児童生徒に対する学校以外の代替施設への出席認可は、開始されて現在約 22 年が経過している。本稿では、行刑の条件、園や実験室としての側面、規律・訓練の拡張、もたらされる帰結といった一望監視施設のさまざまな特徴から現在の不登校支援施設の状況を比較、検討する。

続く第 2 節では、不登校支援施設に特有である取締りの緩やかさについて考察する。第 1 節でみる通り、支援施設は一望監視施設としての特徴をもつものではあるが、一方で支援施設は監獄とは異なっており、絶えざる規律・訓練を課することができない場でもある。フーコーによれば、一望監視施設が拡大していくときには、監獄とは異なった緩やかな規律・訓練がなされるものとされているが、本稿では、不登校支援施設においてどのように取締りが緩められているのか、監獄との違いについて具体的にみていくこととする。そこから導きだされる不登校支援施設の特徴によって、現在の不登校支援が抱える問題点を明らかにしたい。

1. 一望監視施設（パノプティコン）の拡大

1. 1 空間への各個人の配分

まず始めに、一望監視施設の拡大についてみていく。フーコーは、空間への各個人の配分について以下のように述べている。

重要なのは、ひとりひとりの出欠を明らかにして、どこでしかもどうして各個人を確認すべきかを知り、有益な意思疎通をつくりあげて他のは遮断し、個々人の行状の監視と評価と賞罰、その質もしくは長短の測定がたえず可能であることである（フーコー 1977、148 頁）。

ここでは個々人の出席状況を把握することによって、規律・訓練が分析本位の空間を構成し各個人を統御していくことがいわれており、出欠の確認が重要なものとされている。規律・訓練とはそもそも空間的な閉鎖を要求するものであるが、取締りの外にいる者をなくし、勝手な移動や逃亡を防ぐことをその目的としている。そしてその空間とは、配分しなければならない身体ないし要素が存在する数と同じだけの小部分へ分割される傾向をもつという。

人々を一方と他方に区分する二元論的で集団的な分割であるよりむしろ、多種多様な分離で

あり、個人化をおこなう配分であり、監視および取締りの深くゆきとどいた組織化であり、権力の強化と細分化である（上掲書、200 頁）。

ここでの記述は先の樋田による指摘、すなわち不登校支援が多様なカテゴリーを用意して子ども達をコントロールしていく状況と重ねることができるだろう。現在公的な指導教室に限らず、民間のフリースクールやサポートまでもが幅広く認可されていることによって、多種多様な分離と個人化をおこなう配分が進んでいると捉えられるのである。

すでにこれまでも、近代の学校施設に対してこのようなコントロールに関する指摘がされ続けてきたところではあるが、現在は不登校という学校施設の外にいる子ども達に対してまでも、こうした監視や取締りがなされているという点が樋田の主な指摘である。フーコーが参照したベンサムの一望監視施設においては、円環状の建物の中心に塔が配され、周囲の建物は独房に区分けされ、見る＝見られるといった一対の事態が切り離された機械仕掛けとなっていたが、こうした自動的および没個人的な権力が、学校施設から離れた場所にいる不登校の子ども達にも機能していると考えられるのである。

不登校の子ども達が、学校以外の施設へも出席認可されるようになった約 20 年の間に、こうした学校の外側での管理や整備は着々と進められている。例えば現在は、自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合にも、指導要録上の出席と認可されている。これは、「閉じこもり」という新しいカテゴリーへの管理がなされたものとも捉えられるだろう。

こうした多様な支援のうちでも、以下では特に、公的な教育支援センター（前、適応指導教室）について取りあげる。文部科学省の整備指針にもとづいて各自治体が設置を行うこの支援センターは、全国に 1306 ケ所設置されており、指導者数は 4623 人と整備が進められている（数値は、平成 24 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より）。施設の利用は基本的に無料であり、これは入学金や授業料の高額な民間のフリースクール等と比較すれば、貧困など家庭環境によって登校が困難となっている脱落型不登校（保坂 2000）にも十分に機能しうる施設であるといえる。

1.2 教育支援センターにおける指針

そこでまず、教育支援センターの設置目的についてみていく。2003 年に文部科学省が発表した「不登校への対応の在り方について」によると、「不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導（学習指導を含む。）を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする」こととされている。

続いて、同発表における支援施設の整備指針について、重要と思われる箇所を以下に抜粋する。

指導員等は、児童生徒の実情等の的確な見極め（アセスメント）にそった児童生徒の個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校に学習

成果等を連絡するものとする。

指導員等は、不登校児童生徒の学校復帰後においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望ましい。

不登校児童生徒の入退室等の決定については、その様態等を踏まえ、センターにおける指導の効果が達せられるよう児童生徒の実情等の的確な見極め（アセスメント）に努めるものとする。

カウンセラーなどの専門家を常勤又は非常勤で配置し、児童生徒の方針等につき、協力を得ることが望ましい。

指導内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導と併せて、センター及び児童生徒の実情に応じて集団指導を実施するものとする。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとする。

ここでは在籍校との連携、学校復帰後の継続的な支援、指導員による見極め、専門家の協力、集団指導の重要性等が述べられているが、一方で、具体的な時間数やカリキュラムについては言及されていないことがわかる。なお、フリースクール等の民間施設に関するガイドラインについては、同様のものがあるがさらに簡略化されたもので、また民間の支援を受けているのは支援を受ける子ども全体の1割にもみたく、現在の不登校支援は公的なものが主流であることを先に断っておく。

公的支援に関する整備指針を踏まえたうえで、以下に『監獄の誕生』から、正しい「行刑の条件」についての普遍的な七つの準則（フーコー 1977、267-269 頁）を教育支援センターについて読み替えてることを試みたい。この準則とはフーコーによれば、監禁制度が過去に幾度も改革の失敗を繰り返しながらも、いずれの場合においても受け継がれてきた同一の基本的な命題とされているものである。刑について、普遍的であると長らく捉えられてきた法則をまとめたもの、といえるだろう。七つの準則は、以下の通りである。

[1] 個人の行動の変容を根本的機能としなければならない。

[2] 軽重にもとづき、とくにその年齢、その性質にもとづき、またその当人に用いるべしと要求される矯正技術や当人の変化の段階にもとづき独房に入れるか、少なくとも配分されなければならない。

[3] 刑罰とその刑期は、被拘禁者の個性にもとづき、進歩もしくは堕落など入手される結果にもとづき変更されうるものでなければならない。

[4] 労働は被拘禁者の変容ならびに斬新的社会化を生む根本的な部分の一つでなければならない。

[5] 公権力にとって被拘禁者の教育は、社会の利益のために不可欠な配慮であり、また同時に被拘禁者にたいする義務である。

[6] 監獄組織の少なくとも一部分は、個々の囚人の良き形成に留意する道徳的かつ技術的

能力を有する専門家が監督し責任をもつべきである。

〔7〕元の被拘禁者が決定的な〔社会的〕再適応を行うまで、監禁には取締りと援助の施策がともなわねばならない。出所後もこの者を監視するにとどまらず「さらに救済と援助の手をさしのべ」なければならない。

これらを先の教育支援センターについて読み替えてみたい。まず〔1〕の「個人の行動の変容」については施設の目的である集団生活への適応等、〔2〕についてはアセスメントにそった個別あるいは集団指導の選択、〔3〕の刑期については学校復帰までの期間とそれぞれ重ねて考えることができる。さらに〔4〕の労働は子ども達の体験活動、〔5〕は不登校児童生徒の社会的自立と捉えることができ、また〔6〕の専門家についてはカウンセラー等、〔7〕の再適応については学校復帰後における継続的な支援の必要性として読み替えることができるだろう。刑に関する七つの普遍的な法則と、教育支援センターの目的および整備指針との間には、いくらかの類似点を見出すことができそうだと想定されるのである。

1.3 一望監視施設の特徴

そこで一望監視施設の特徴について、教育支援センターの状況と照らし合わせることで順を追って確認していきたい。具体的には、二つの側面、拡大としての特徴、もたらされる帰結の三点についてみていく。

まずフーコーによれば、一望監視装置は園および実験室としての二つの側面をもつという。前者の園としての側面とは、「児童の場合には、それぞれの成績が記入され（似せたり引写したり）の不正行為が起こらずに）、適正が評定され、性格が評定され、厳密な分類が決められ、さらには、進歩向上の規格との比較で『怠惰と強情』が『治しがたい愚鈍』と区別される」ことである。一方で後者の実験室の側面とは、「実験をおこない、行動を変えさせ、個々人を訓育したり再訓育したりする一種の機会仕掛けとして活用」することで、「もろもろの人間の行動へ介入する機能および効力の点で成果」をあげることである（上掲書、205-206頁）。

これらは不登校児童生徒の状態が記録あるいは報告されながら、学校復帰へ向けた変化を目指す点において重ねることができるだろう。不登校支援施設は、園および実験室としての側面を備えるものであって、「〔個々人の〕配分・逸脱・系列・組合せを分析する機構、しかも〔個々人を〕可視的にし、帳簿記入し、差異化し、比較するための道具を使用する機構」であると捉えることができる（上掲書、210頁）。

次に、一望監視施設の拡大についての特徴は、以下の三点である。第一に「無為怠惰な者や凶暴な者を一箇所にとどめたり」、「脱走や部隊の反抗を防止するための単なる手段」ではなく、「個々人の効用の可能性を増加させること」が求められる。第二に、規律・訓練の諸機構は「分散移転」する。「規律・訓練の機関が多様になる一方では、その機構は＜制度化を脱する＞傾向、自らがそこで機能していた言わば閉鎖的な城塞を抜け出して＜自由な＞状態で広まる傾向をおびる」という。第三に、規律・訓練の諸機構は国家によって管理されている（上掲書、211-213頁）。

これらの特徴についても、第一に支援施設は不登校児童生徒の社会的自立を目指しており、第二に支援の多様化が進められており、第三に公的に認可されていることから解釈することができる。

最後に、施設の設置からもたらされる帰結に関しても、教育支援センターにおいて類似した結果がみられる。監獄においては、犯罪発生率を減少させることができないとされるが、それは教育支援センターにおいても同様である。「どんなに監獄を拡張したり増加したり変えたりできても、犯罪ならびに犯罪者の数は一定であるか、もっと困ったことに増加している」とされているように、不登校支援施設への代替出席が認可された1992年以降も、不登校児童生徒数の増加はおさまらず、1998年以降は一度も1%を切ることはないまま横ばいである。

表1 不登校児童生徒数（30日以上欠席者）

年	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
合計 (人)	72,131	74,808	77,449	81,591	94,351	105,466	127,692
割合 (%)	0.52	0.55	0.58	0.63	0.75	0.85	1.06

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
合計 (人)	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287
割合 (%)	1.11	1.17	1.23	1.18	1.15	1.14	1.13

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
合計 (人)	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689
割合 (%)	1.18	1.20	1.18	1.15	1.13	1.12	1.09

調査対象は国公立小・中学校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

割合は全児童生徒数に対する値

ただし、上記の不登校児童生徒数はあくまでも文部科学省による調査（平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）上の数値にすぎないこと、そして実際にはこれを上回る不登校の存在も予てより指摘されていることを断っておきたい（山本2008、保坂2000）。

不登校支援施設は、学校の代替として出席認可されるようになったが、その結果として不登校児童生徒数の減少には結び付いていない。結果からみれば、規律・訓練は違反を除去しそれらを矯正することよりも、むしろそれらを区分し、配分し、活用する役割を担っているとも捉えられる。不登校の子ども達を、代替施設において出席認可することは取締りの開始であった。施設に

通う子ども達は、入所した者として「社会の辺境に固定され、自分を支持したかもしれない人々とのつながりをもたずに不安的な生活条件においやられ」(フーコー 1977、276 頁) うるのである。

2. 反規律・訓練

2.1 規律・訓練への抵抗

ここまで不登校支援における一望監視施設としての特徴をみたが、本節では監獄と不登校支援施設との違いに着目し、支援施設における取締りの緩やかさに焦点をあてていきたい。

始めに、一望監視施設における規律・訓練に抵抗した者の例として、ベアスという 13 歳の少年に注目する。フーコーによれば、この少年は「居所も定まらず家族もなく、放浪罪の嫌疑をかけられたのち、二年間の懲治矯正を宣告された」が、彼は彼自身を「非行者にしたてていた法律の言説に対抗して、こうした強制権に従順でない或る違法行為の言説を申し立て」た点が特徴的であったという。以下裁判長との具体的なやりとりを記す。

裁判長 あいも変わらずいつまでも放浪生活をするのかね。

ベアス 生活をたてるため働いてるんだよ。

裁判長 きみの職業は？

ベアス 仕事ですかい、少なく見ても三十と六つぐらいしこたまありまさ、それに人様のところで働いてる。しばらく前から出来高払いでのんびりやってるんだ。昼も夜も仕事をかかえてな。(中略) なかなか忙しい。

裁判長 ちゃんとした店に勤めて徒弟奉公したほうが身のためになるんだぞ。

ベアス とんでもない、ちゃんとした店やら徒弟奉公なんか、うんざりだ。それにまた、お金持てえのはいつもどなりちらすし、おまけに自由がない。

(上掲書、286 頁)

この少年ベアスは、生活が放浪であるとの事由により懲罰が加えられることとなったが、彼はきちんとした生活を強制する法に屈することなく、「反規律・訓練こそが社会の無秩序な秩序であり、縮小すべからざる諸権利の肯定である点を計画的にあいまいな調子で主張し」、「あらゆる違法行為をこの被告は、生きいきとした力の肯定であるとくり返し表明した」という(上掲書、286-287 頁)。

特に、彼が望んだとするのは以下の四点である。

つまり放浪のかたちとしては、住居の欠如、自立のかたちとしては主人(親方、教師の意もふくむ)の欠如、自由のかたちとしては労働の欠如、昼と夜の充足のかたちとしては時間割の欠如(上掲書、287 頁)。

彼は「住居」「主人」「労働」「時間割」の四点の欠如を求めるが、「彼には近親のもとであれ他人

のもとであれ、教育の奴隷状態をやはり耐えしのぶことはできなかった」との『ラ・ファランジュ紙』（1840年8月15日）の分析があわせて引用されている（上掲書、288-289頁）。同誌からの引用は続けられる。

それは仕事とも怠惰とも無頓着とも放埒ともいえるものである。秩序以外のすべてである。うちこんでする仕事と放埒との区別をぬきにすれば、それは毎日毎日の、しかも翌日を気にせぬ野生の人間の生活である（上掲書、289頁）。

フーコーは、こうしたすべての反規律・訓練を介して忌避されているのは「文明」全体であり、それを介して明るみに出るのは「野生」であるとする。そしてこうした「文明」に敵対する人々としては、頑健な天性のゆえにその規則命令を拒んだり軽んじたりする人、窮屈なこの束縛のなかに閉じこめられるにはあまりにもたくましいのでそれを打破し引き裂く人、幼児のままでいたくない人を挙げている。不可避な抑圧原理を基調とする社会秩序は、これらの人々を死刑執行人や監獄によって殺し続けるとの分析がなされている（上掲書、285-286頁）。

こうした抵抗について、不登校支援施設であれば当然ながら監獄とは異なるため、子どもたちを強制的に拘束することも監禁することもできず、通所型であれば自ら通ってもらうほかないという制限をもっている。不登校支援施設は一望監視施設としての特徴をもつことを前節において確認したが、一方で緩やかな取締りを望む不登校の子ども達に対してはいかにして規律・訓練の行使が可能となるのだろうか。

ここで、拡大された形での一望監視施設について、フーコーの考えを確認しておきたい。

同じく思い出しておく必要があるのは、監獄を改革してその運用を規制する動きは遅く起こった現象ではない点である。その動きは監獄の欠陥が確証されたうで生まれたようには思われさえしない。監獄のいわゆる《改革》は、監獄そのものとはほぼ同時期に始まっている。《改革》がいわば監獄の計画と等しいのだ（上掲書、233-234頁）。

ここから、監獄が改良され拡大していくことは、監獄の誕生においてすでに予期されていたことだとわかる。そのため、緩やかな取締りを望む子ども達を前に不登校支援施設が生まれたことは、従来の学校施設にとっても想定しうる出来事であったと捉えられる。不登校支援施設という形での一望監視施設の拡大は、当初より計画に含まれているようなものなのであり、規律・訓練が行えないための苦肉の策ではない。取締りを緩やかにしながらも管理の対象をすべてにわたるよう広げていくことこそが、一望監視施設の拡大なのである。

監獄は改革運動によって時おりゆさぶりをかけられる無力な制度だと考えてはならない。《監獄理論》こそは、監獄への偶発的な批判というよりむしろ監獄の恒常的な使用法——その運用条件の一つだった。つねに監獄は、それについての計画案や再編成や実験や理論的言

説や証言や調査が多数積み重ねられてきた或る現実上の領域に属するわけである（上掲書、234-235 頁）。

従来の学校施設も、改革運動、すなわち不登校支援施設における取締りの緩やかさによって、ゆさぶりをかけられる無力な制度ではないだろう。不登校支援施設と密に連携し、学校施設の外側にでてしまった子ども達をも監視、管理下におくことで、より徹底した施設の運用が可能になるのである。ただし監獄の場合と比較すれば、監獄は改良され新しく生まれ変わると同時に、つねに「完全で厳格な制度」であらねばならない点で学校施設とは大きく異なっている（上掲書、235 頁）。

監獄は規律・訓練の徹底的な装置でなければならない。いくつもの意味合いでそうであって、たとえば監獄は個人の身体的訓練・労働への適性・日常の行状・道徳的態度・性向など、個人のあらゆる側面に責任をもたなければならず、学校や工場や軍隊などつねに或る種の特定化をふくむ施設よりはるかに監獄は《あらゆる点で規律・訓練的》である。加えて監獄には見せかけも隙間も許されないのであって、その責務が完全に終了しないかぎり監獄は中断されないし、個人へのその作用は中断されるべきではない。つまり絶えざる規律・訓練である（上掲書、235 頁）。

監獄と学校施設との違いはこうした点にある。つまり学校および支援施設はあくまでも「或る種の特定化をふくむ施設」であって、その責務は中断されることのない「絶えざる規律・訓練」ではない。特に支援施設については、明日も通所してくるかどうかかわからない児童生徒に対して、最も強力な仕掛けを押し付けることも、全面的な教育の強制を行うことも困難である。

前節でもみたとおり、不登校支援施設は一望監視施設としての特徴を有してはいる。しかし監獄、あるいは学校施設と比べてみても、はるかに多くの反規律・訓練的特徴を含むのである。これが一望監視施設の「拡大」なのであり、取締りを緩やかにするといった変化を加えながらあくまでも一望監視施設としての改革である。

以下では、不登校支援施設におけるこうした取締りの緩やかさについて、「規律・訓練が行う処置」および「規律・訓練が用いる道具」の二点に関し、監獄や従来の学校施設との相違を具体的に検討していくこととする。

2.2 規律・訓練が行う処置との比較

まず、処置については大きく四点に分けられる。

第一に、「空間への各個人の配分」である。不登校支援施設は、個人をある場に寄せ集めることで「閉鎖を、つまり他のすべての者には異質な、それじたいのために閉じられた場所の特定化を要求」している（上掲書、147 頁）。しかし施設において、「各個人にはその場所が定められ、しかもそれぞれの位置には一個人が置かれ」る訳ではない。空間内であれば、各々好きな場所へ

移動しての学習や活動が許容されている点で、取締りは緩やかにされている。よって空間が閉鎖され特定化されてはいるが、「機能的な位置決定の準則」にはもとづかないという特徴をもつ（上掲書、148 頁）。

第二に、「活動の取締り」である（上掲書、154 頁）。不登校支援施設においては、従来の学校施設における時間割がない。目安として学習の時間が設定されている場合にも、その時間にどの科目を学習するのかは個人の選択によるところが大きい。さらに学習を望まない場合には、教科書ではなく本人の希望する書籍を読むことも、好きな文章やイラストをかくて過ごすことも許される傾向にある。支援施設では、従来の学校施設における学習指導要領は十分に機能していない。

結果として、学習時間であるために音を立てることが規制されたとしても、それは教師の指導案すなわち「一つの《計画表》」にもとづく「時間面での行為の磨きあげ」ではない。「行為の展開と諸段階とが内部から規制される」ことで「時間が身体深くにしみわたる」点についても、「時間の正しい使用を可能にする」ための「身体と身振りの相関化」についても、はなはだ不十分である（上掲書、155-158 頁）。よって不登校支援施設では、個々人がなんらかの活動に取り組んではいても、学習や活動の内容を細部にわたって規制するための時間割やカリキュラムが存在せず、活動の取締りが十分でない。

第三に、「段階的形成の編成」である。段階的形成においては、「各人に適する訓練を、その水準・古さ・位階に応じて各人に定めるべきであって、共通して行われる訓練には、分化した役割が与えられ、それぞれの区別には、種別的な訓練が含まれる」とされており、施設の整備指針においても同様の配慮がみられるものであった（上掲書、161-162 頁）。

しかし、段階的形成の終わりが試験で締め括られていない点が、規律・訓練の行う処置と決定的に異なる。段階的形成にもとづく支援の終着点は学校復帰であるが、その復帰は試験を受け学力等で判断されるわけではない。それは基本的に本人や家族の意向によるものであり、早期での学校復帰は不登校を繰り返すことにもなりかねない。よって支援施設では、学校復帰に向けての段階的形成が編成されてはいるが、その最終確認は試験によっていない点において取締りが緩やかであるといえる。

第四に、「さまざまな力の組立」である（上掲書、165 頁）。不登校支援施設が児童生徒を集団として支援する場である以上、そこにはさまざまな個人の力が相互に作用しうる。しかし「一つの身体は、人々が配置し動かし他の身体に結合しうる一つの要素」であるとして、「最大量の力が各人から引き出せて最も望ましい成果をあげるように結び合わせうるような仕方、或る人の時間は他の人の時間に合わされねばならない」形で、集団が機能しているわけではない。なぜなら不登校児童生徒の中には心身症によって、学校に行きたいという思いであっても不登校に陥っている場合がある。そのため「どんな命令が下されても服従を始めるのであって、その服従は速やかで盲目的であり、不服な態度、一刻の遅れも罪になろう」場であれば、学校への不適応が繰り返されることとなり、支援が成立しえない（上掲書、166-168 頁）。よって不登校支援施設は、さまざまな児童生徒およびスタッフとの関わりによって成り立ってはいるが、それらが効率的に組織化されてはいない。

以上、規律・訓練が行う処置として四点を確認した。不登校支援施設では、閉鎖された空間において、学校復帰を目指す段階的形成が編成され、集団内での相互作用が働いてはいる。しかし、空間における各個人の配置は機能的に位置決定されていないし、個々人の活動は時間割によって十分に絞り込まれていない。また学校復帰への確認としての試験も課されず、児童生徒集団は命令によって統率されることもないのである。

2.3 規律・訓練が用いる道具との比較

続いて、規律・訓練が用いる道具については三点に分けられる。

第一に、「階層秩序的な監視」である。一望監視施設は「そこにいる人々を可視的なものにするために造られるそうした建造物」であり、その問題体系は「建造物に収容される人々への作用であり、彼らの行為にたいする支配であり、彼らにまで権力の効果を及ぼし、彼らを調べあげ、彼らを変化させる」ことである。「石造りの建物が人を従順にし調査可能にする」のである。不登校支援施設においては、その整備指針からもうかがえる通り児童生徒への管理を欠かすことはできず、実際に道具としての監視が用いられる（上掲書、175-177頁）。

第二に、「規格化をおこなう制裁」である。これは支援施設において、基本的に存在しないものである。前提として、学校に登校できない児童生徒を対象としているために、施設を欠席することに関するなんらかの制裁はない。他にも、「時間についての」刑罰制度、すなわち遅刻を何度繰り返したから反省文を提出する必要があるといった掟もないし、あるいは「行状についての」刑罰制度、すなわち学習に不熱心であるからといって、ドリルなどの「義務のくり返し、義務の反復の強要」も基本的には求められない（上掲書、181-183頁）。支援施設は、「彼岸を目指して高まるのではない。それは完結が絶対におこらない服従強制を目標にしている」場とも捉えられる。そこでは、第二の道具である制裁について基本的に用いられない（上掲書、165頁）。不登校支援施設は、一望監視施設でありながら、監視と処罰のうちの後者を伴わない場であるといえる。

第三に、「試験」である。不登校支援施設では、生徒が希望する場合には在籍する学校の定期試験等を施設内で受験することもある。しかし、強制されるものとしての試験は存在しない。本来「学校は、全学期にわたって教育の作用を裏打ちする、中断のない一種の試験装置」であり、「測定および制裁が同時に可能となる、すべての生徒と個々の生徒との果てしない比較がますます問題にされる」場である。試験とは「監視をおこなう階層秩序の諸技術と規格化をおこなう制裁の諸技術とを結び合わせる」ものであり、生徒間の階層序列化といった問題は試験によって生み出される（上掲書、188-189頁）。

一方で試験とは「習得の恒常的な因子の一つ」であり、「その習得を常時導入される権力的な儀式にもとづいて基礎から支える」側面を持つ。「知の或る型の形成を権力の或る行使形式に結びつける、一つの機構全体が試験のなかには含まれる」のであって、試験は知＝権力を支える基盤である。つまり、不登校支援施設において試験が積極的に導入されないのであれば、それに伴う知、すなわち学校施設で授けられるべき知が、不登校児童生徒には伝達されていない恐れがあ

る（上掲書、189-190 頁）。

これは不登校児童生徒に対して、学習権の保障が十分になされていないという問題に結びつく。学習指導要領にもとづく教科指導とそれに伴う試験の欠落は、生徒間の階層序列化を生み出さない一方で、本来学校で伝達されるべき知を失わせている。試験を強制的なものでなくし、権力による規律・訓練を緩やかに行使することによって、不登校児童生徒は不登校の理由いかにかわらず授けられるべき知を手にてきていないといえるだろう。

こうして不登校支援施設においては第二の制裁および第三の試験がみられないが、一方で、第一の道具である監視をさらに強化するための新たな機能が存在している。それがカウンセリングである。カウンセリングは不登校児童生徒を可視化し、「個性を記録文書」にし、「それぞれの個人を一つの《事例》に仕立てる」ものである。その内容には守秘義務が伴うが、支援施設は「常置的な知の視線のもと、個人をその個別的な特色のままに、その特定の進化のなかで、それ独自の適性ないし能力において保持するため」に、診断・検査を行い記録する場である。「それは総合的な現象の測定、集団の記述、集団的事象の特徴づけ、個々人相互の逸脱の評定、ある《人口》におけるそれら逸脱の分布調査を可能にしてくれる」ものである（上掲書、192-194 頁）。カウンセリングは、診断や検査における新たな形態として、不登校児童生徒への監視の色合いを強めているのである。

以上より、不登校支援施設においては固定された座席において、時間割によって定められた学習や活動を強制されることが少なく、集団で命令により統率されることもなく、そして強制的な試験も実施されない点において取締りが緩やかになされていると捉えられた。しかし支援施設はその場に集う児童生徒数の少なさから、監視の機能をより充実させることが可能となっている。特にカウンセリングは、試験や制裁を伴わない形式による規律・訓練の新たな処置である。

おわりに

本稿では不登校支援施設における一望監視施設の拡大ならびに支援施設特有の取締りの緩やかさについて考察した。

確かに支援施設は一望監視施設としての特徴を多く有しており、子ども達を管理し、多種多様な空間へと配分する役割を果たすものと捉えられた。施設がもたらす帰結についても、監獄と同様、不登校児童生徒の減少には結びついていなかった。

しかし支援施設の取締りは監獄に比べてはるかに緩やかなものであった。カリキュラムや試験、処罰が存在していない。しかし対象となる子どもが少数であることから、監視機能のさらなる強化がなされており、特にカウンセリングはより内面的な支配へと結びついている。

今後はこうした一望監視施設の監視機能から逃れることよりも、その特徴を把握したうえで、教育支援にどのような可能性があるかについて探っていきたい。施設では試験が実施されないことから、子ども達に授けられるべき知が消失しており、学習権保障の観点からも支援施設の役割を問い直していく必要があると考えている。取締りの緩やかな学び、いわゆるワークショップ型学習とよばれるような学びの考察と、それが学習権を保障することは可能かどうか問い直していくこ

とを今後の課題としたい。

(むらやまはるか 臨床哲学・博士後期課程)

文献表

樋田大二郎 (2001) 「不登校現象からみる学校教育の変容——登校自明性の低下とパノプティコンの拡大——」『教育社会学研究』 68, 25-43 頁.

保坂享 (2000) 『学校を欠席する子どもたち』 東京大学出版会

石川准 (2001) 「自己実現を支援する学校と学校カウンセリングをめぐる論点整理のために」『教育社会学研究』 68, 105-124 頁.

文部科学省「不登校への対応の在り方について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/021.htm (2014/8/21)

文部科学省「平成 24 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/12/___icsFiles/afieldfile/2013/12/17/1341728_02_1.pdf
(2014/8/21)

森田洋司 (1991) 『「不登校」現象の社会学』 学文社

瀬戸知也 (2001) 「不登校ナラティブのゆくえ」『教育社会学研究』 68, 45-64 頁.

ミシェル・フーコー (1975), 田村俤訳『監獄の誕生——監視と処罰——』 新潮社 1977.

ミシェル・フーコー (1998), 石田英敬ほか訳「科学研究と心理学」『狂気／精神分析／精神医学：1954-1963』 筑摩書房, 168-191 頁。

ミシェル・フーコー (1997), 中山元訳『精神疾患とパーソナリティ』 ちくま学芸文庫

山本宏樹 (2008) 「不登校公式統計をめぐる問題——五数要約法による都道府県較差の検証と代替案の吟味——」『教育社会学研究』 83, 129-148 頁.

The Expansion of the Panopticon: The Characteristics of the Anti-discipline in the Student Support System for Those Who Cannot Come to School

Haruka MURAYAMA

For the support students who cannot come to school, as Daijiro Hida pointed out, the Panopticon is expanding into many social settings outside of the school. In this paper, I shall discuss Foucault's idea of the expansion of the Panopticon to reconsider Hida's study of school non-attendance, and indicate that the support institution is regarded as a new type of expansion of the Panopticon. The paper consists of two sections:

Firstly, I shall explain that the support system for school non-attendance is similar to the Panopticon in some points. It distributes some spaces to each child and they are under the control of it. The institution has some features of the Panopticon. As Foucault studied about the Panopticon in the prison and stated that even though the government established many prisons, the number of criminals has never been declining, this paper shows that there are similar aspects in the support institution.

Secondly, the institutions also have the characteristics of the anti-discipline. There are no curriculum and examinations. Those children are not disciplined and they are not punished in the institution. However, they are always under surveillance. I shall argue that those children need the right to learn and to improve their lives.

「キーワード」

不登校、教育支援、フーコー、一望監視施設、教育施設